

ここにのりを付けてください

—<ここを折ってください(谷折り)>—

# 《市長への提言》

南砺市まちづくり基本条例が制定されました。本条例に基づいて、市民のみなさんから、市政に対するご意見・ご提言等をいただき、市政に反映するために実施します。以下にご記入のうえ、FAXまたは郵便で送付してください。なお郵送される場合は、折り目に沿って曲げ、80円切手を貼ってポストに投函してください。

**[送付先]** 〒939-1596 南砺市苗島4880 南砺市役所「市長への提言」係  
**[FAX番号]** 23-2025

◎ご意見・ご提言はホームページでも受け付けています。

[http://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/mayor\\_letter/input.jsp](http://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/mayor_letter/input.jsp)

氏名

( 歳)

住所

〒 □□□□□□□□

☎

件名(タイトル)

内容

注1 お問い合わせすることもありますので、必ず氏名、住所、電話番号の記入をお願いします。記入がない場合、回答はしませんが、市政の参考とさせていただきます。

注2 ご意見・ご提言は、個人情報を除きホームページ等で紹介することもあります。

注3 内容によっては回答に時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

注4 まちづくりの基本原則と市民の権利・責務の概要

◆まちづくりの基本原則

- 第4条 (1) まちづくりは、市民一人ひとりが参画し、市民が主体となって進めていくものとする。(市民が主体の原則)
- (2) 市が保有するまちづくりに関する情報は、法令等の定めるところにより市民と共有するものとする。(情報共有の原則)
- (3) まちづくりは、市民及び市が協働することにより推進するものとする。(協働の原則)

◆市民の権利

- 第5条 市民は、市政全般に関する情報について、法令等の定めるところにより市からその提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。
- 2 市民は、市政に関する計画及び政策の立案から評価までの各段階に参画し、意見を述べることができる。

◆市民の責務

- 第6条 市民は市政に関心を持ち、主体的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。
- 2 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。
- 3 市民は市と協働し、魅力あるまちづくりを行うよう努めるものとする。

ここにのりを付けてください

—<ここを折ってください(谷折り)>—

キリトリ線

ここにのりを付けてください

—<ここを折ってください(谷折り)>—

キリトリ線

「」を折ってください (山折り)

キリライン線

939-1596

〒  
80円切手を  
貼ってください

南砺市苗島四八八〇

南砺市長  
田中幹夫

行

市長への提言

「」を折ってください (山折り)

センターにお持ちいただいても結構です。

※記入後は、この用紙を封筒にし、80円切手を貼付して郵便ポストに投函してください。直接、各行政

「」を折ってください (山折り)

「」を折ってください (山折り)

キリライン線